

第1章 文京区公園再整備基本計画について

- 1 文京区公園再整備基本計画とは
- 2 計画改定の背景
- 3 計画改定の考え方
- 4 文京区公園再整備基本計画の位置づけ
- 5 計画期間
- 6 上位・関連計画
- 7 計画対象となる公園

第1章 文京区公園再整備基本計画について

1 文京区公園再整備基本計画とは

公園は、安全で快適な都市環境を形成する上で重要な施設です。近年、地球環境問題、少子高齢化、人口減少、価値観の多様化、安全・安心に対する関心の高まりなど、様々な社会情勢の変化に対応した公園づくりが求められています。このような状況の中、国や都および区では、以下のような取組みが行われています。

国においては、SDGs(持続可能な開発目標)の推進、都市緑地法の改正による都市公園の管理方針等を追加記載するよう定められ、都市公園法の改正では、官民連携等による都市公園の活用などが盛り込まれ社会的に公園の担う役割が大きくなっています。

また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」や「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」が改定され、安全性の向上に取り組みながら公園整備を推進しています。

東京都及び区市町村においては、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月改定)、「緑確保の総合的な方針」(令和2年7月改定)により、都市計画を基本としたまちづくりの観点から公園の整備を推進しています。

本区においては、「文京区みどりの基本計画(令和2年3月)」(以下、「みどりの基本計画」と言う)を改定し、緑の量や、緑の質の向上に目標を掲げ、様々な施策を展開しています。公園再整備事業が進む中、未だ区内の公園の約5割以上が、開設または大規模改修後、30年以上経過しています。こうした状況を踏まえ、「みどりの基本計画」では、重点施策として、再整備する公園を年間4園へ増やすことを掲げました。区民の皆様の意見や要望を取り入れながら、社会情勢の変化に対応し、計画的かつ、大規模な再整備が必要です。

「文京区公園再整備基本計画」(以下、「本計画」と言う)は「みどりの基本計画」の考え方に基づき、今後の公園再整備及び維持管理運営の在り方を示すことを目的とするものです。また、個別の公園を評価し、リニューアルの必要な公園に対して、機能整理や、ストックの有効活用、利用者ニーズの変化に対応した整備を図ります。

2 計画改定の背景

本計画は平成24年度に策定され、計画期間が満了し、また、令和2年3月に上位計画である「みどりの基本計画」が改定されたことを受け、計画の改定を行います。

計画策定から10年が経過する中で、公園・緑地を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、都市緑地法、都市公園法などの関連法令が改正され、都市公園の柔軟な利用や、民間との連携推進等の新たな施策展開が求められています。

3 計画改定の考え方

本計画は、文京区における今後の公園再整備及び、維持管理運営のあり方を示すことを目的としています。本計画のフローは以下に示すとおりです。

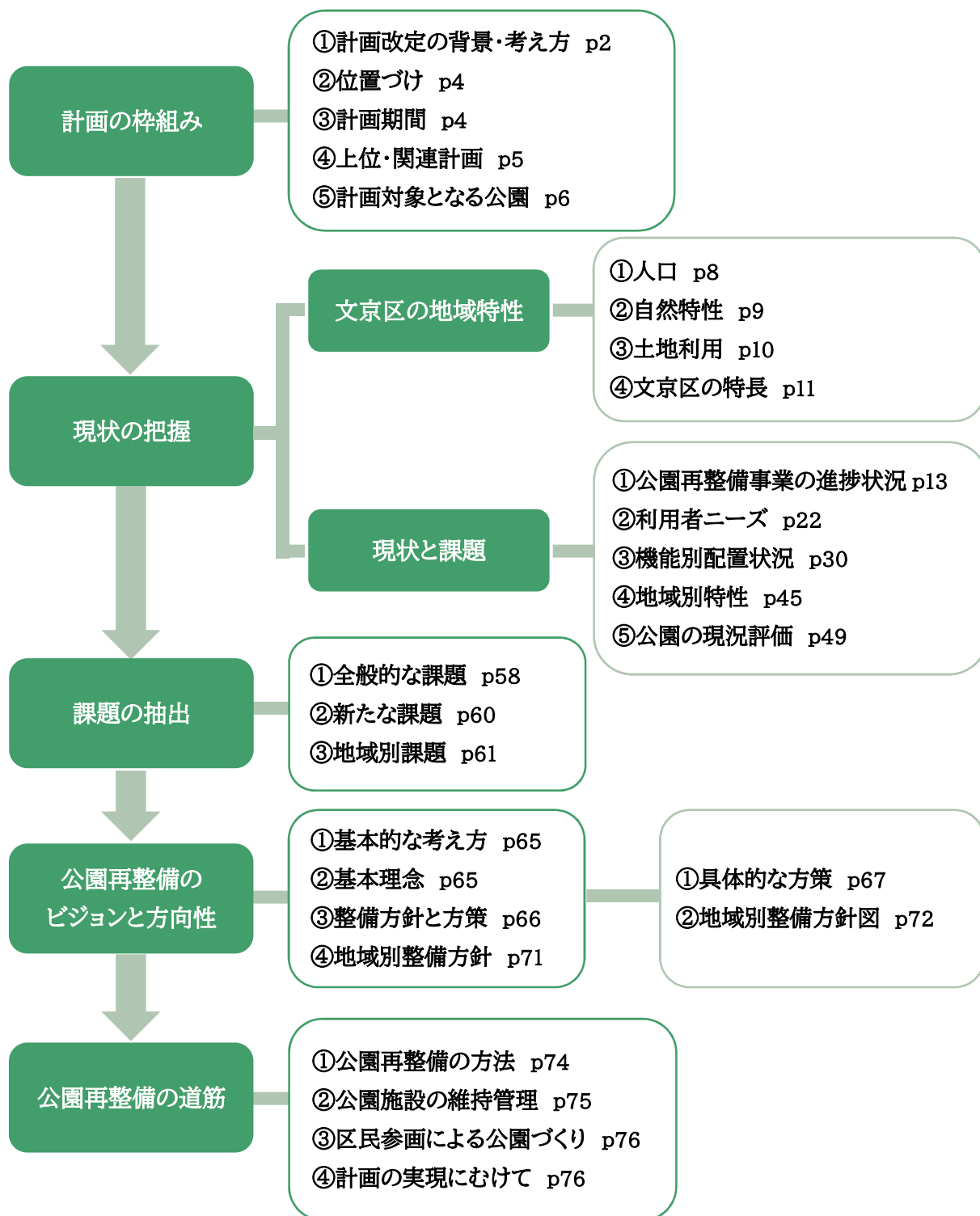


図 1-1 本計画のフロー

4 文京区公園再整備基本計画の位置づけ

本計画は、「みどりの基本計画」における公園分野の個別計画として位置づけられており、また、区の最上位計画である「文の京」総合戦略と各分野の個別計画は整合を図っております。

本計画の改定を踏まえ、「公園施設長寿命化計画」を策定します。「公園施設長寿命化計画」により、老朽化した公園施設を整理し、効率的かつ、ライフサイクルコスト削減を狙った経済的な更新、または改修を図ります。

※「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく緑全般に関わる総合的な計画であり、都市計画やまちづくりに関する「文京区都市マスタープラン(平成23年改定)」の都市整備に係る個別部門計画でもあります。

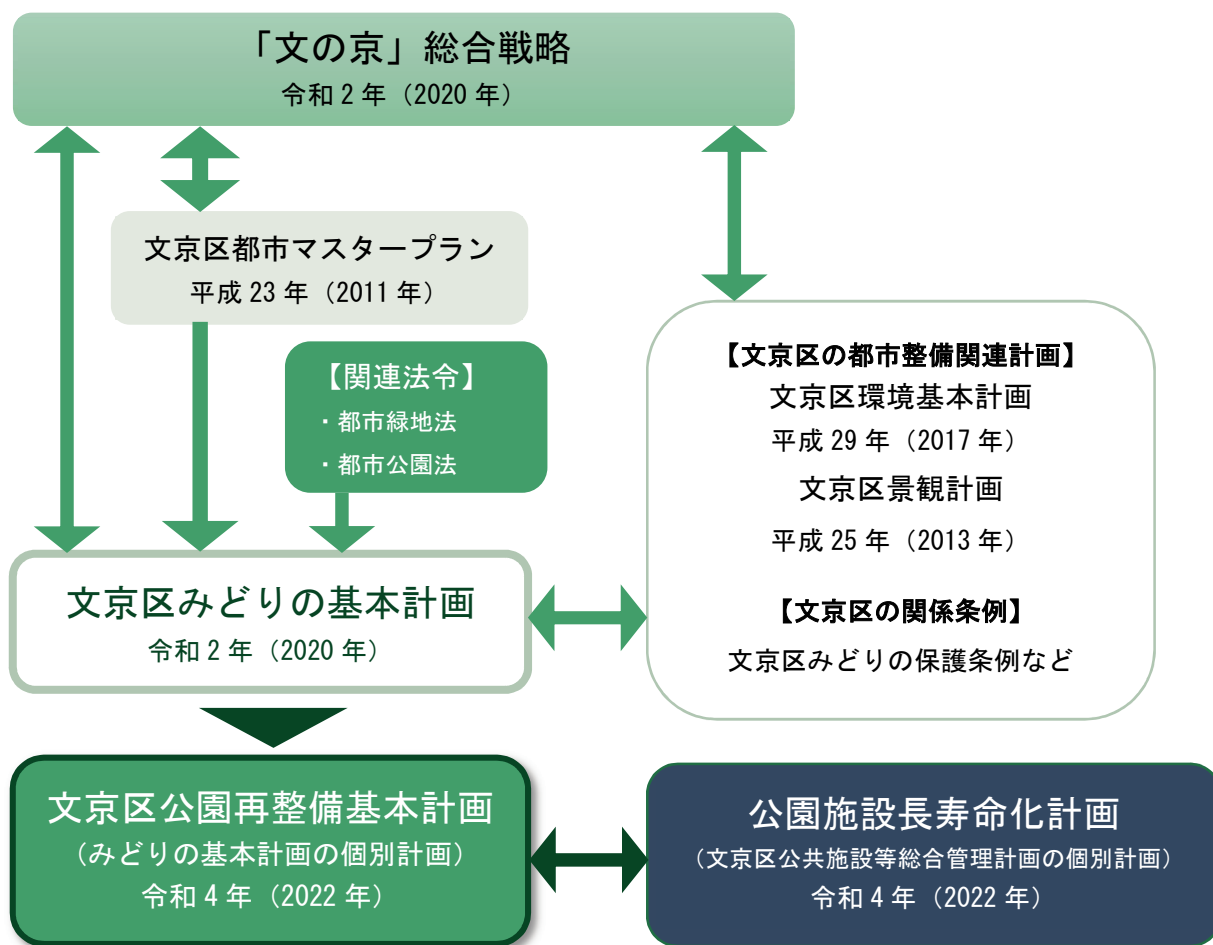


図 1-2 本計画と関連計画との関連性

5 計画期間

本計画の期間は2022年度から概ね10年とします。「みどりの基本計画」の計画期間が満了し、改定後、本計画は必要に応じ見直し・改定を行います。

表 1-1 本計画とみどりの基本計画の計画期間

計画名	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
文京区みどりの基本計画		←									→		
文京区公園再整備基本計画				←									→

6 上位・関連計画

文京区都市マスタープラン(平成 23 年3月)

■公園・庭園などの緑と水のまちづくりの推進

- 公園の整備や再整備にあたっては、地形などの自然環境を生かすとともに、少子高齢化など地域社会の変化を踏まえながら、地域の潤いや憩い、健康づくりの場として、様々な利用者が多面的に利用でき楽しめる公園づくりを計画的に進めます。また、バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮、防災施設の設置など、安全・安心で誰にでも親しまれる公園づくりを進めます。
- 公共公益施設や教育施設、身近な公園などの緑を充実するとともに、道路脇の小スペースを生かしたポケットパークや、公開空地をはじめとするオープンスペースの創出及び緑化など、身近な 緑を増やすきめ細かな取り組みを進めます。
- 小石川後楽園、六義園、新江戸川公園、占春園など池泉のある特徴的な庭園の自然環境や湧水の保全に努め、文京区の個性を継承します。また、神田川や池泉、湧水などの親水空間の整備に努めます。
- 公園・庭園や街路樹などの緑の充実や、適切な維持・管理に取り組みます。

■身近なまち並み景観の形成

- 公園・庭園、公共公益施設の敷地においては、景観まちづくりの先導的な役割を果たすため、景観に十分配慮した整備を進めます。主要幹線道路などについては、無電柱化等による歩行空間の確保や都市景観に配慮した景観形成を進めます。

文京区みどりの基本計画(令和 2 年 3 月)

■公園再整備基本計画に関わる方針

- 歴史や文化に培われた緑を尊重し、将来にわたって守っていきます。
- 人間が自然の循環システムの一員であることを再認識し、緑や生き物が棲息・循環できるスペースを身近な場所につくります。
- 区民の声やまちの個性を活かして、身近な場所に特徴ある公園をつくっていきます。
- 区民・事業者・区と一緒に文京の緑を考え、地域の緑を育み、楽しむことのできる場やしぐみをつくっていきます。

■公園再整備基本計画に関わる重点施策

- 公園再整備事業を加速させます。これまで毎年、設計 2 園、工事 2 園ずつ実施してきましたが、これからは原則として、設計 4 園、工事 4 園ずつ実施することを目指します。
- 文京区公園再整備基本計画を改定します。
樹木のチェック体制の強化、施設の長寿命化、Park-PFI 等これまで公園再整備時の前提としていなかった取組を踏まえた改定を行います。
【10 年後の目標値】再整備された都市公園の箇所数の割合 28%⇒70%、
児童遊園の割合 9%⇒30%
- Park-PFI 制度の活用を検討します。
- 公園隣接地における施設や民間活力を活かし、公園の魅力の向上を行います。
- 公園ガーデナー制度の活用を推進します。

文京区環境基本計画(平成 29 年 3 月)

■健康で快適に暮らせる安全・安心なまち

- 雨水浸透ます、透水性舗装整備及び適切な維持管理
- 魅力的な景観形成を図るための誘導
- 公共施設における先導的な景観づくり
- 景観重要建造物・樹木の指定などによる景観資源の保全
- みどり豊かな景観づくり

文京区景観計画(平成 25 年 3 月)

■公共施設における先導的な景観づくり(公園等について)

- 緑を保全するとともに、四季の移り変わりが感じられる緑を育むなど、緑を継承していきます。
- 接道部への緑化や高木による緑化など、公園内の緑が外からも見えるよう工夫を図ります。
- トイレやベンチ、照明、柵やフェンスなどは、公園の緑を意識した色彩や素材を使用するなど、緑や周辺の景観との調和を図ります。
- 公園内に塀を設ける場合は、形態・意匠を工夫するなど、平滑で単調にならないように配慮します。
- 地形の魅力を生かした整備を進めます。
- 接道部は見通しのよい植栽としたり、透過性のある柵やフェンスを使用したりするなど、公園で憩い遊ぶ人々の姿が公園の外からも感じられる工夫をします。

7 計画対象となる公園

文京区内には、東京都が設置・管理する都立公園、植物園等で一般に公開され利用されている準公園、文京区が設置・管理する区立公園、児童遊園、一時開放遊び場(※)があります。

本計画は、文京区が設置・管理する「区立公園」、「児童遊園」、「一時開放遊び場」を対象としています。なお、文京区内に設置されている公園のうち、東京都が管理する「都立公園」及び「占春園」、「小石川植物園」は、本計画の対象外としています。

本計画では、児童遊園、一時開放遊び場も含め「公園」という表現にしています。

※一時開放遊び場：都や区の公有地あるいは私有地の空地を利用し、一時的に遊び場として子どもたちに開放している場所

表 1-2 本計画の対象公園の現状

公園種別			公園数	面積(m ²)	主な公園名称	
区立公園	基幹公園	住区 基幹公園	街区公園	31	79,747	元町公園、須藤公園など
		都市 基幹公園	近隣公園	6	78,359	大塚公園、礪川公園など
			総合公園	1	5,769	後楽公園
	特殊公園(風致公園)			3	44,400	江戸川公園、六義公園、肥後細川庭園
	都市林			2	2,385	千石緑地、千駄木ふれあいの杜
	広場			2	292	はつね広場、団子坂上広場
	都市緑地			1	255	小石川三丁目緑地
	小計			46	211,207	
児童遊園			66	21,609	八千代町児童遊園、西原町児童遊園など	
一時開放遊び場			7	2,313	向丘一丁目遊び場など	
合計			119	235,129		

(令和 3 年 6 月末現在)